

真っ赤な果実をかじったら

法学部 2 年 吉原優

男から女への最高の誉め言葉は、

「あなたは考え方が女らしい」

ということ。



M・サッチャー

イギリス・女性初の首相

0. 目次

1. 社会認識
2. 理想社会像・問題意識
3. 前提：社会の変遷からとらえる
 - 3-1. 世界史に見る女性の権利
 - 3-1-1. 第一段階
 - 3-1-2. 第二段階
 - 3-1-3. 第三段階
 - 3-2. 日本史に見る女性の権利
 - 3-2-1. 高度経済成長期
 - 3-2-2. 石油危機以降
 - 3-2-3. バブル期～失われた 10 年
 - 3-2-4. パラダイムシフト
4. 観点 1：思想
 - 4-1. フェミニズム的立場
 - 4-1-1. ラディカル・フェミニズム
 - 4-1-2. マルクス主義フェミニズム
 - 4-1-3. リベラル・フェミニズム
 - 4-2. 反フェミニズム的立場
 - 4-3. ジェンダーフリー的立場
5. 観点 2：制度
 - 5-1. 北欧
 - 5-2. 日本
6. 観点 3：疑問
 - 6-1. 北欧
 - 6-2. 日本
7. 女性と社会が向き合うために
8. 参考文献

1. 社会認識

現代は、グローバル化社会である。資本や人々が流動化した結果、あらゆる背景を持ち多様な考え方を有する人や、様々な情報が、大なり小なり関わり合いを持つこととなった。結果として、人々は様々な概念を取り入れ、その中から自らの考えを選び取ることが可能となった。

また、グローバル化による物流や技術交換等の影響により、先進国経済は成熟化社会を迎えた。自然的生産を担う第一次産業、工業的生産を担う第二次産業に続き、サービス業を担う第三次産業が、経済において大きな役割を担うこととなったのである。第三次産業の特徴として、物理的な重労働が極端に少ないことが挙げられる。すなわち、性差による仕事の優劣がつけにくい産業が、現在の先進国における主な産業となっている。

更に、成熟化に対し、グローバル化が相互に影響を与えた。かねてより戦後の男性減少から労働力の一角として捉えられていた女性が社会において就労する機会が増え、女性を労働価値としても平等に扱う考えが主に先進国においては普遍的となり、また、その男女平等的価値観は、他の発展途上国においても昨今広がりを見せている。

2. 理想社会像・問題意識

私の理想社会像は、「平等な社会」である。ここでの平等とは、個人が、その個人の変容可能性に準ずる能力によってのみ、他者から評価されている状態である。個人が、社会において少なからず他者と関わって生きていることが明白である以上、個人に対して他者が何らかの評価を下すのは否定しようのない前提である。だからこそ、他者が個人の不可変的性質を考慮し、その上で変容可能性に準ずる能力に対して評価を与えなければならない。

以上の理想社会像を踏まえた上で導出される問題意識は「社会における女性蔑視」である。この社会における個人の究極的な不可変的性質は、性別である。人は生まれもって必ずどちらかの“性別”という不可変的性質を持ち、また、その性質それ自体に関して、個体ごとが特徴を異にすることはないためである。しかしながら、昨今の社会的風潮として、女性に対するフェミニズム的取り組みが、女性性に対して逆行的に差別を与える結果となっている。すなわち、社会が、個人の不可変的性質を考慮した上で、変容可能性に準ずる能力に対して評価を人々が下すことを阻害しているのである。

よって、私の問題意識は「社会における女性蔑視」である。

3. 前提：社会の変遷からとらえる

そもそも「人権」という概念が発達したのは、人類の歴史を振り返ってみればごく最近のことと言える。かつて世界には公然と奴隷制が存在し、血縁に由来する厳然とした身分関係が横たわり、“ヒト”が所有物としてみなされることの多い時代が長く続いた。

転換期は、17世紀におとずれた。イギリスのJ.ロック¹、フランスのJ.J.ルソー²などの啓蒙思想家が提唱した自然権思想の現出である。自然権思想は現在の人権概念にも強く影響しているように、封建制に圧迫されてきた人々にとっての一種の活路となった。アメリカ独立宣言³、フランス人権宣言⁴と続き、人々に対して須らく与えられる権利は世界において普遍化されたものとなった。

ここでひとつ、提起する。上述の文章において示されているのは、果たして本当に「人々」の権利の話であろうか。

歴史を読み解いていけば分かるように、上述において示されているのは、あくまでも「人々」の権利の話ではなく、「男性」一般の権利の話である。では一方、その陰に隠れ「人々」とみなされていなかったのは、どのような存在か。それが、本稿において取り扱う「女性」である。アメリカ独立宣言においては「すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられているということ⁵」、フランス人権宣言においては「人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない（第1条より）」というように、18世紀において大きく人権史を動か

¹ J.ロック(英・1632-1704)：イギリス経験論の父と呼ばれる。主著『人間悟性論』において経験論的認識論を体系化した。また、政治哲学者としての側面も非常に有名であり、『統治二論』などにおける彼の政治思想の中でも、社会契約や抵抗権についての考えはアメリカ独立宣言、フランス人権宣言に大きな影響を与えた。

² J.J.ルソー(仏・1712-1778)：主にフランスで活躍した哲学者、政治哲学者、作家、作曲家である。18世紀フランスで活躍した。ドゥニ・ディドロ、ジャン・ル・ロン・ダランベール、ヴォルテール等、同時代の多くのフランスの知識人とともに百科全書派の一人に数えられる。ルソーの死後に始まったフランス革命においては、「一般意志」などルソーの概念を援用し、人民の代表者、憲法制定権力を有する人間だと自称する者たちによって恐怖政治が行われた。

³ アメリカ独立宣言(1776)：イギリスによって統治されていた13の植民地が独立したことを宣言する文書である。1776年7月4日、大陸会議によって採択された。独立宣言は、基本的人権と革命権に関する前文、国王の暴政と本国(=イギリス)議会・本国人への苦情に関する28ヶ条の本文、そして独立を宣言する結語の3部から成る。中でも、「全ての人間は平等に造られている」と唱え、不可侵・不可譲の自然権として「生命、自由、幸福の追求」の権利を掲げた前文は、アメリカ独立革命の理論的根拠を要約し、後の思想にも大きな影響を与えた。その理論は、名誉革命を理論的に正当化したジョン・ロックの自然法理論の流れを汲む。

⁴ フランス人権宣言(1789)：フランス人権宣言(『人間と市民の権利の宣言』)は、人間の自由と平等、人民主権、言論の自由、三権分立、所有権の神聖など17条からなるフランス革命の基本原則を記したものである。憲法制定への第一段階として、1789年8月26日に憲法制定国民議会によって採択された。宣言は絶対王政から立憲君主制への移行の一部、つまり憲法制定の前段階として意図されていた。1789年の理念を体現するもので、1791年憲法の基調となった。宣言で述べられた諸原理は、個人主義やロックの抵抗権の考え方、ルソーによって理論化された社会契約、モンテスキューによって支持された権力分立といった啓蒙時代の哲学的、政治学的諸原理に由来する。

⁵ That all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty, and the pursuit of Happiness. (原文より)

した2つの公的文書をもってさえも、遍く「人々」の平等性を訴えている一方、どちらにおいても「人々」の中に女性が含まれていない⁶⁷。すなわち、18世紀においてはまだ、女性は「人々」として認められていなかったのである。

さて、立ち返って昨今、女性の権利は、もはや息をするように当然の如く我々の意識下で認識されている。ここで本項においては、18世紀の欧米諸国から21世紀の現在に至るまでに、どのような変遷を辿って女性の権利が認められるに至ったのか、思想と出来事の両側面からの歴史を以下に見ていく。

3-1. 世界史に見る女性の権利

市民革命以降、女性の権利獲得の歴史は大きく3段階に分けられる。

(1)前近代的=「家制度」モデル

(2)近代的=「男は仕事・女は家庭」家族モデル

(3)現代的=「ジェンダーフリー」モデル

と、それぞれを思想史女性学者の安川悦子氏は分類している⁸。彼女によれば、女性の人権はルソーとフランス革命によって封じ込められ、それが再び人権史の表舞台に帰ってくるまでに200年にわたるフェミニズムの歴史と運動を必要とした、という。その中でも、最初の100年間⁹はJ.S.ミル¹⁰が主張するような、「女性の政治的人権を求めてのもの¹¹」であり、後の100年間は「女性の経済的人権を求めてのもの¹²」であると言える。女性の労働権を規定し、子どもの養育に関して男女平等責任と社会的責任を明記した「女子差別撤廃条約¹³」は、以上のような政治的・経済的人権を求めた「フェミニズム200年の総括¹⁴」であったと言えるのである。

それでは以下に、それぞれの段階に関する考察について述べていこう。

⁶ アメリカ独立宣言における「すべての人間」からは、女性はおろか、黒人やインディアンまでもが排除されている。

⁷ フランス人権宣言を批判したフェミニズム理論家グーシュは、1791年に「女性の権利宣言」を発表するものの、その後国王処刑に反対し、処刑された。

⁸ 安川悦子(2000)「フェミニズムの社会思想史」明石書店 より引用

⁹ (2)近代的=「男は仕事・女は家庭」家族モデル と示した段階の100年である

¹⁰ J.S.ミル(英・1806-1873): 哲学者。社会思想家、経済思想家でもあり、社会民主主義・自由主義思想に多大な影響を与えた。ベンサムの唱えた功利主義の擁護者。晩年は自ら社会主義者を名乗る。また、論理学分野においてパートランド・ラッセルら後続の分析哲学にも強い影響を与え、初期科学哲学の重要な哲学者でもある。

¹¹ 辻村みよ子(1992)「女性の権利の歴史」岩波書店 P61より引用

¹² 同上

¹³ 女子差別撤廃条約: 1979年12月18日に採択され、1981年に発効した。前文および30か条から成り、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のあらゆる分野における男女同権を達成するため、教育の分野も含め、性別の優位や性役割に由来するステレオタイプの撤廃など必要な措置を定めている。特徴的なのは、法令だけでなく、事実上、慣行上の差別も、条約の定める差別に含まれると規定している点である。また、私人間および私的分野も含めた差別撤廃義務を締約国に課している。

¹⁴ 辻村みよ子(1992)「女性の権利の歴史」岩波書店 P61より引用

近代の3段階表

近代の段階	第1段階(「前近代」モデル)	第2段階(近代モデル)	第3段階(現代モデル)
代表する思想	ルソー段階	ミル段階	ジェンダー・フリー段階
社会の経済基盤	農耕社会	工業社会・産業社会	(情報化社会)
支配的な経済制度	家族小経営	工場制度	(経済のサービス化)
画期となったこと	市民革命	産業革命	マイノリティの反乱
テーマ	封建的秩序の破壊	資本主義＝経済成長	持続可能な地球
男・女別テーマ	男のみ(自由・平等・友愛)	男は仕事・女は家庭	女も(自由・平等・友愛)
経済の単位	イエ	家族	個人
分業	生産と再生産の場一体	生産と再生産の分業	生産再生産の個人レベルでの統合
民主主義の主体	イエ代表(舅・夫・長男)	女は家庭の代表(主婦の時代)	性別にとらわず個性発揮
女性の政治的権利	なし	政治的平等	政治的平等
女性の経済的権利	なし(家父長制)	なし(家父長制)	経済的平等
女性の権利保障根拠	男性参政権(財産→普選)	女性参政権	女性の労働権
日本の家族	戦前のイエ制度	戦後の性別役割分担家族	家族の未来

Figure 1 辻村みよ子(1992)「女性の権利の歴史」岩波書店 P61より引用

3-1-1. 第一段階

第一段階は、(1)前近代的＝「家制度」モデルである。

第一段階は、いわば「ルソー段階」とも解される。ルソーはその著書『エミール¹⁵』の中で、女性を男性に従属すべき性と位置づけ、女性の劣等性は自然なものだという議論を展開した。彼にとって「家族」とは、生活必需品や財産を生産し、同時に財産の継承者を生産し再生産する場であったのである。男性がこの「家族」の経営を管理する一方、女性はこの「家族」の経営管理を手伝い、再生産労働(＝継承・子育て)の中心的な担い手となるべきである、というのがルソーの主張である。フランス革命において認められた政治的人権は、この「家族」を代表する男性が持つ、ということがフランス人権宣言の根拠ともなった。

この時代の社会状況からいえば、多くの人々がいわば「農村社会」に生きていたと言える。農村においては家族経営が主な産業手段であり、その中で女性は、農業や家内工業、商売などの仕事をこなす重要な家計の担い手であった。このような社会観において、経済の単位は「イエ」、すなわち一族だった。その中では家長である男性の一族統率が求めら

¹⁵ 『エミール』(1762)：自立した理想的な男性のための教育論。一人の男性「エミール」の生涯に仮託し、人間に対する理想的な教育の在り方を説いていく。ルソーは、この著作によって背教者の疑いをかけられ、教会から追われる立場となった。

欧州の農村

れ¹⁶、その中で女性は男性に従い生活を営むことが絶対であり、それが最も幸福な生き方であるということが事実信じられていた。

すなわち、この第一段階においては、ルソーの思想に裏打ちされた「女性に権利を与えなくともいい」といった概念が存在し、尚且つ社会における家族形態から鑑みても、「男性に守られている女性」に対して権利を認めずともいいといった社会状況だったのである。



Figure 2 「共同体社会と人類婚姻史」より引用

3-1-2. 第二段階

第二段階は、(2)近代的＝「男は仕事・女は家庭」家族モデルである。

第二段階は、「ミル段階」とも解される。ミルの思想は、時代状況に即した女性の人権主張を反映したものであった。

ミルが生きた時代は、18世紀後半から進展しつつあった産業革命が浸透し、農業人口が大半を占めていた社会から、工場労働者が大半を占める社会となった。その結果、家計を支えるのが、農業生産における収入から、工場労働における収入となった。すなわち、家計を支える生産活動が家庭から切り離されたのである。そうして、産業従事者としての立場から女性は切り離され、特に「中流階級」として社会に新たに登場した「生産活動を放棄して家庭に留まり、消費者とな¹⁷」った女性たちは、時間的余裕を持つようになり、子どもの教育に配慮する母親、そして、外の世界での競争に疲れた男たちの休息をつくり出す妻としての立場を確立した。これがいわゆる、性別役割分業である。

ミルは、上述のような「家族」をモデルとして、女性の政治的権利を主張した。その主張には、2つの目的があった。ひとつは、「中流階級」へ嫁げなかった独身女性の権利を確立すること。もうひとつは、既婚女性の権利を確立すること。それぞれについてみていこう。

当時の欧州においては、海外移民や従軍が盛んであり、男性の死亡率が極端に高かった。その結果、社会における男女比が不均衡になり、必然的にオールド・ミスが出現した。「妻」「母親」となるために教育された女性にとっては当然自活の道は少なく、彼女たちの職業といえば、中上流階級の子女たちの家庭教師（＝ガヴァネス）のみしか考えられていなかった。こうした状況の中で、彼女たちは専門知識や技能を会得するための教育やそれらを確実にする政治的権利への要求を生じさせた。それが、目的のひとつである。

¹⁶ 一般に、「家父長制」と言われる。「家父長制」とは、家長権（家族と家族員に対する統率権）が男性たる家父長に集中している家族の形態のこと。

¹⁷ 中村敏子「淑女から人間へ」北大法学論集第38号 250Pより引用

また、既婚女性たちは別の角度から政治的権利を要求した。すなわち、夫との人格の分離である。ヴィクトリア朝時代の女性は、夫の経済力にすべてを依存していた。その結果、彼女たちは法的地位においても別の法的人格としては認められていなかったのである。一方で、生産活動と家庭が切り離され、男女の性別役割分業が深まるにつれ、夫と妻は異なる倫理基準に基づき生活を規制するようになった。端的に言えば、女性には厳しい貞操観念を求められ、男性にはかなりの放蕩が許されていたのである。しかし、法的人格を持たない女性にとって、そのような夫と縁を切ることは非常に難しかった。そのため、彼女たちは妻と夫を別の法的人格として認めるよう、求めることとなったのである。それが、もうひとつの目的である。

このように、性別役割分業の中で女性の「政治的権利」が認められ始めたのである。

3-1-3. 第三段階

第三段階は、*((3)現代的=「ジェンダーフリー」モデル*である。

ミルの時代から 100 年後、新たな人権への要求が生まれてくる。ミルが理想としたような性別役割分業家族は、女性にとって「天国」ではなく「強制収容所」である。こう問題提起したのは、アメリカのジャーナリスト、ベティ・フリーダン¹⁸であった。「主婦の時代」への批判が芽生えたのはアメリカ女性が参政権を獲得してからおよそ半世紀後（1963 年）であり、現代フェミニズムの運動と思想が広がるきっかけとなったのである。男性の女性に対する経済的支配を「家父長制」と規定し、女性をはじめて、労働市民としての平等を求めはじめた。男女の役割分担の固定化が、男女の経済的不平等を構造化し、それが男性の女性への権力支配になっているという指摘が、世界規模で提起された。ベトナム戦争以後の米国におけるマイノリティーの主張の顕在化の一環として、フェミニズムの運動や理論が飛躍的に展開し、女性差別撤廃の動きが広がった。

その中で、フェミニズムの“第 2 派”にはいくつかの方向性があったことを付則的にのべておく。

(1)リベラル・フェミニズムのイデオロギー

体制内改革運動としてのイデオロギーとされ、「男女共生」の価値を提示した。リベラル派のフェミニストたちは、真に男女平等な社会をめざすためには、まず性役割のステレオタイプ化を変える必要があると考えるようになった。そして男性と女性の役割を 2 つに分離するのではなく、ひとつのものとし、そこから女性も男性も両方が生きやすい、新しい両性具有の価値と制度・「男女共生」の価値と制度-を作ることが必要であると主張し

¹⁸ ベティ・フリーダン(米・1921-2006)：フェミニストであると同時に、活動家、作家でもある。著書『女らしさの神話』を通じて一般的にフェミニズムの”第 2 の波”として知られている活動を始めた。

た。アメリカにおける出発は、前述のベティー・フリーダンが、主婦にとっての家庭＝天国ではなく「強制収容所」と指摘した時点であった。

(2)ラディカル・フェミニズムのイデオロギー

反体制運動の流れの中から出てきたイデオロギーで、「家父長制」の指摘はフェミニズムの第2派にとって決定的であった。ラディカル・フェミニズムは、女性の抑圧の根源を、男性と女性の支配・従属の関係の中に見い出した。リベラル・フェミニズムが、女性の抑圧の原因を、性役割の規定された現体制の中に見るのに対し、ラディカル・フェミニズムは、それを男性の女性に対する歴史的な支配、すなわち家父長制にあると指摘した。代表としてミレットを挙げておきたい。

女性的価値と女性的文化の主張が、これまで当然のものと考えられていた価値観の見直しに与えたインパクトは大きかった。

第1にニュー・フェミニズムのイデオロギーに、分離主義者たちが与えた衝撃は大きいものだった。女性固有の文化と価値とを主張することによって、歴史上はじめて女性は真の意味で人間としての自意識と尊厳とを持つようになり、はじめて性を軸に女性をひとつの社会的集団として意識的に括ることが可能になった。

第2に、男性に対する拒否は、個人的レベルから社会制度全般にたいする批判へとつながっていた。既存のすべての社会制度は、男性によって家父長制を維持するために作られたものであり、そのため階層的であり権威的であると批判された。そしてその結果、ラディカル派は、あらゆる社会的抑圧から解放された平等主義的社会は、女性的価値によって初めて構築できると主張した。

第3に、ラディカル派のフェミニストたちの運動の組織化の方法は、平等主義を第1としていた。彼女たちは、男性支配のさまざまな社会的制度に顕著な階層的で権力的、かつ闘争的な組織を拒絶し、自己増殖的で、相互に協力的な、指導者を持たない、すべて女性だけの、平等主義的な小集団を形成した。その集団の提唱した集団的政策決定のスタイルと指導者不在のあり方の模索などであった。

(3)ソーシャリスト・フェミニズムのイデオロギー

社会主義者であったフェミニストたちは、女性の抑圧は、歴史上、男性と女性の間で労働分化が起きた事に端を発し、それは資本主義社会の経済システムとブルジョア家族の台頭によって強められたと指摘。社会主義革命を女性の解放に必須なものとして主張するが、フェミニストとしての彼女たちは、マルクス・レーニン主義的な社会主義革命を目指さないことを主張することになった。

伝統的な社会主義は、革命を狭隘な経済的文脈でのみ捉え、男女の平等は、生産関係で女性に男性と平等な役割を与えることによって、すなわち労働者として女性を労働市場に組み入れることによって達成できると考えていた。そのため社会主義社会では、女性が資

本主義社会で従事していた、家事・育児などの他人の世話をする役割が解消されずに残存し、女性は家庭の内と外に二重の重荷を背負うことになった。「家事労働」という概念を発見し、マルクスが労働力商品の再生産に関する分析をしていないことを批判し、経済学の基本的な見直しの視点を提起した。

ソーシャリスト派のフェミニスト集団はまた、ラディカル・フェミニズムと同様に、いっさいの階層的な社会制度を否定し、指導者を持たない集団政策決定のスタイルをとる平等主義的な集団の組織化をとっていた。

3-2. 日本史に見る女性の権利

ミル段階としての、近代的＝「男は仕事・女は家庭」家族モデルは、夫婦の役割分担を認めた上での男女平等論である。あるべき夫婦像は『男は仕事・女は家庭』という性別役割分担に立って、お互いが対等な夫婦であり、いわば「主婦の時代」の議論であった。日本においては、近代的＝「男は仕事・女は家庭」家族モデルの導入を目指した大正デモクラシーの女性参政権運動が挫折したあと、戦時中には一方で「家制度」モデルの強調はイデオロギー的に強まったが、他方女性の「母性市民」としての地位は向上した。

敗戦後の民主化により女性は参政権を得て、憲法と民法改正により男女平等という名のもとに地位の向上を獲得した（この制度はミル段階の最良の成果とも言える点）。男女の役割分担は当然と考えられていたが、夫と妻の「平等」がうたわれ、女性の家族での地位は嫁から妻へ移行した。ただこの「平等」は経済的不平等について不問に付していた。

さらに日本国内では戦後「家族という観念の抹殺を図ったのは行き過ぎ」とする憲法改正の動きが生じた。すなわち、戦後憲法下の日本では、ジェンダーフリーを求める視点からの近代的モデル批判が起こってくるのではなく、前近代モデルの視点からの批判が根強く展開される状況であった。

現在の日本では、「男女共同参画社会基本法」が現存していても、「男は仕事・女は家庭」という役割分業を固定化し、女性の経済的自立を押しとどめる配偶者控除や主婦の年金制度などの誘導策が機能している。どうすれば「日本型福祉社会」から「共同参画社会」へ変えることができるのか考えるために、まず「日本型福祉社会」を、もっとよく見なければ成らない。「日本型福祉社会」とは「日本型企业社会」に適合する会社・家族を媒介にした福祉のありかたなのである。日本型福祉社会とは、福祉は基本的に企業が働く労働者とその家族に対する福祉の責任を持つというコンセプトが中心になっている。こうした政府が国民の福祉を担うという欧米型のコンセプトとは異なる日本型福祉社会は、どのように形成されたのか。

3-2-1. 高度経済成長

高度成長期に、「男＝しごと、女＝家庭」分業の効率的な「日本型企业社会」＝「日本型福祉社会」構造が形成されたといえよう。

企業国家日本は、政府が企業の資本蓄積第一主義を誘導支援することによって、戦後の復興を開始した。日本経済は1956年以降平均10%程度の成長を達成したが、それを主導したのは設備投資であった。

まず、会社の成長が先だという考え方が採用された。今でも景気が回復すれば企業の収益が得られるので雇用も拡大するので、労働者の分け前も大きくなるという順番の説明である。こうした論理が支配的になったのは、労働運動の衰退(転勤には本人の同意がいるなどの権利がなくなる)の影響も大きいものであった。国の経済政策は、まず国民は消費を節約し、貯蓄を増大させ、資金の供給の確保に協力すれば、その資金は産業活動の活性化をもたらすので、めぐりめぐって雇用の増大をもたらすという循環をリードするものであった。金融当局は国民に貯蓄を奨励していた。

所得倍増計画(1960)は、安保闘争で暗くなった人心のチェンジを図るという発想で池田勇人首相が採用した。経済の発展は大衆の生活をよくすることだという政策がGNPという言葉とともに大衆の生活に定着しはじめた。当時はちょうど、大量生産の準備も整い始めていた。三種の神器(電気冷蔵庫・洗濯機・掃除機)の発売は1954年、59年皇太子結婚のテレビ中継を機に白黒テレビ普及、電気洗濯機は年産100万台に達していたのであった。

生活向上は会社命で達成できるという会社人間が定着した。実際、会社にいればなんとかなる、企業の業績のパイを大きくすれば分け前も増える、春闘方式の賃上げ賃金交渉の主題は賃上げ一本槍で、会社の業績が伸びれば給料があがる-そうすればモノも買えるという豊かさ到達のマニュアルが会社員を捉えた。大企業は終身雇用と年功序列を確立したが、同時に賃金交渉の主題は賃上げ要求時における定期昇給分を含む平均賃金の増額であったため、個別賃金への配分に際しては、企業の自由裁量の余地を作った。昇給、賞与の決定に職制による査定が入り込み、それが労働者間の競争と選別をシビアにした。会社人間になるしかないシステムができていった。「普通のための必死」や、まわりにあわせる努力は一方で過労死を生むような苛酷に働く日本の会社員像を作った。

会社人間が暮らしていくためには、家事も育児も必要である。そこで会社は、会社員が専業主婦を確保できる施策(家族手当、企業年金、社宅等のフリンジ・ベネフィットなど)を採用した。また、一方で、専業主婦優遇政策を政府も推進した。例えば「当面実施すべき税制改正の方針 税制調査会第1次答申」は、歴史上初めて配偶者控除を創設したのである。

3-2-2. 石油危機以降

オイルショック以後の日本成功の秘密は、勤労者の企業への忠誠心が外国とは相違していたことによるところが大きい。端的には「自発的」長時間労働として、違いが統計的にも表れた。企業国家の完全勝利を意味した。サービス残業は、サービスだから統計もないが、統計に出たところ、すなわち残業代が支払われている部分だけでも、日本の労働者の労働時間はダントツに長かった。さらに残業代が支払われず、したがって統計にものらない残業が常態化している。

1979年、自由民主党は、女性の社会進出が「人生の安全保障システムとしての家庭を弱体化するのではないか」と主張した『日本型福祉社会』というタイトルの報告書を作成した。女性が福祉を生産・供給し、男性はその福祉を消費・享受するという関係の、性別分離のシステムの維持強化が目指された。結果的に、諸外国の動きと逆行し、家庭基盤充実策として、会社による福祉を補完する家族による福祉支援の制度が拡充された。配偶者の民法上の法定相続分のひきあげ、パート所得の特別減税、「基礎年金」における「主婦の年金権」、贈与税・所得税の配偶者特別控除の導入・拡充などが、実施された。

しかし一方で、人間らしく生きられる社会とはどういうものなのか、あらためて問われはじめてもいた。

3-2-3. バブル期～失われた10年

日本経済のひとり勝ちへの海外との調整システム＝金融自由化の失敗をいち早く指摘したのは宮崎義一であった。円高とバブルが世界経済との調整のしかただったが、実体経済での調整を回避したバブルはやはりはじけざるをえなかった。ながびく構造不況と今後の不安定により、解決策は見えない状況が始まった。

細川内閣の誕生以降、一時変化を求める志向が高まりをみせた。人々は「地方分権議論の高まり」「生活者の視点」「参加を」などというスローガンにひかれているのだから、本当の解決の方向ははっきりしているように思えるのだが、その後の失われた10年で、その方向の改革は現実化していない。

男女の役割分担を基礎にした過激な分業による効率追及がひずみを生んでいることも明らかであった。みな一生懸命に働き、忙しいのに、走っている先が見えていない。リクルート事件からゼネコン汚職にいたる多くの不祥事によって、会社や組織への忠誠をつくすためには、法律も公正もなんのそのという、正常な市民感覚をマヒさせた働き方が常識であるというこの国のトップエリートたちの異常性が露呈した。それ以後も不信感が蔓延したが、この点でも、改革は進まなかった。

この不況をオイルショック後のような自己犠牲でのりきろうという努力は方向違いであると思われる。だが現実の厳しい雇用状況は、リストラのリスクの恒常化のもとで、競争の強化と長時間労働に拍車をかけている。「私たちの働き方を見直そう。パート、臨時に

賃金をちゃんと支払うこと。正社員もパート、臨時なみの労働時間で残りは家事や地域活動の時間にあてること。そうすれば会社員の質がもっと正常な感覚をもつ働き手に改善されることにより、会社の活動も変質するだろう。」世界や地球と「調和」して暮らすやり方を考えないとダメなところへきてしまっているという認識が存在しつつある。

3-2-4. パラダイムシフト

女子差別撤廃条約が、1979年に国連総会で採択された。その核心は第1に、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることを確認したこと。第2は、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識という確認であった。男性の伝統的役割の変更を提起していることを強調しておこう。

その後、1980年、日本も第2回世界女性会議で、日本初の女性大使に任じられた高橋展子が女子差別撤廃条約に署名した。署名のために日本がクリアしなければならなかったことは、第1に国籍法改正で1984年5月に実現した。それまでの日本の国籍法は父系優先血統主義をとっていたため、母親は自分の産んだ子どもに日本国籍を伝えることができなかったためであった。第2は、女子のみ必修とされていた高等学校の家庭科を男女とも選択必修にすることで、1984年12月、文部省の「家庭科教育に関する検討会議」が学習指導要領を改訂したことによってクリアした。第3が雇用の分野の男女平等のわくぐみで、1985年5月の男女雇用機会均等法が国会通過により、これを一応クリアできたこととなった。

こうして、女子差別撤廃条約批准手続きが完了し、日本においても効力が発生した。

日本におけるパラダイム転換の契機は、1995年9月の第4回世界女性会議における北京宣言であった。国連の第4回世界女性会議は、ジェンダー・イクオリティ宣言と行動計画を採択した。北京文書では、ジェンダー・メインストリーム化が戦略として照射され、以来国際的に確立された概念となった。それは国連、EU、北欧諸国が実現を試みてきた戦略であった。

1996年、男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」は、真の平等＝ジェンダーフリーを志向することを明示した。この画期は、1990年代後半に日本の女性政策のパラダイム転換が起こったことである。北京会議の提起を受けて、政策の目的を「女性問題解決」から「ジェンダー主流化」へ変えたものであった。

ここでは、目標としての男女共同参画について、次の2点が示されている。第1に、主要な施策が男女共同参画を目標として男女を対象とする「性別による偏りのない社会システムの構築」という前例のない新しい施策群を、施策体系の筆頭に置くこと。第2に、「女性と男性の固定的な役割分担を前提とした制度・慣行を男女平等の視点に立って見直

すことはもとより、様々な制度・慣行の中に残されている世帯単位の考え方を個人単位にあらため、個人がどのような生き方を選択しても、それに中立的に働くような社会の枠組を確立していくことが必要である」と明記していた。

また豊かで安心できる経済・社会を築いていくための手段として、男女共同参画を位置づけている。具体的には、「急速に変化する経済・社会環境の下で、我が国社会の新たな発展の道筋を切り拓き、将来にわたって豊かで安心できる経済・社会を築いていく上で、女性と男性が、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画することこそが肝要な条件であることを、強く認識すべきである」と説明されている。

その後の諸政策は、この趣旨を受け、1999年の男女共同参画社会基本法にまず結実した。同基本法は「男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」と述べている。

4. 観点1：思想

前項においては、女性の権利獲得の社会変遷を、思想家からの視点も交えて辿って行った。そこで、本項からは、その変遷を基に、現在の社会において「女性性」がどのような位置付けであるか見ていく。

中でも特に、現在の制度的側面、実質的側面に関しての女性の権利保障に関して最も重視されるべきは、思想である。それぞれの側面は、それぞれ女性性に対するアプローチを思想的根拠から行っているためである。

では、女性性に対する思想的立場には、どのようなものがあるのか。それは、大まかに以下のように分けられる。

(1)フェミニズム的立場

(2)反フェミニズム的立場

(3)ジェンダーフリー的立場

昨今の人々の理解度をから、特に(1)と(3)に関しては混同されやすくなっているが、これら概念は、根本的な部分において女性性に対するアプローチの仕方が全く違う。本項においては、各概念の前提の差異を共有しつつ、それぞれについて記述していく。

4-1. フェミニズム的立場

フェミニズム¹⁹とは、広義には性差別を廃止し、抑圧されていた女性の権利を拡張しようとする思想・運動、性差別に反対し女性の解放を主張する思想・運動などの総称を指す。その根本的な理念としては、女性性と男性性の差異を認めながら、個人の内面を含むより広い射程から女性の問題を考えようとする考え方である。すなわち、後に述べる(3)ジェンダーフリー的立場においても再度言及するが、フェミニズムの目的は、一義的には女性性と男性性の差異を明確にした上での女性性保護、である。

1960年代後半から1970年代前半までの女性解放運動は、女性が男性と同じになることを目指していた。しかし70年代後半から80年代にかけて、女性解放運動家たちは、そうした要求は、女性的価値に対する男性的価値の優位を前提にしており、フェミニズムが本来的に打破を目的とすべき、「男=人間」の観念に追従するものだと考えるようになった。こうして、「男らしさ」と「女らしさ」の差異を解消するのではなくて、両者の異質性を強調するフェミニズムの立場が主流となったのである。

そもそも、フェミニズムは、3つの時期に分けられる。

第1波フェミニズムは、男性と平等の市民権を求める運動で、19世紀にアメリカやイギリスで行なわれた奴隷解放運動に携わった女性の間から生まれた。1848年、アメリカ東部のセネカ・フォールズで開かれた集会では女性参政権を求める宣言が出され、「女の独立宣言」と呼ばれる。イギリスでも女性の参政権や財産権を求める運動が展開され、日本や

¹⁹ 付則：フェミニン (feminine) [名・形動] 女性らしいこと。また、そのさま。(『広辞苑』より)

その他の国でも同様の運動が起こった。これらの先駆的な運動は、大衆の支持を必ずしも得られなかったが、提起された問題は確実に 20 世紀初頭の女性参政権の獲得へと結びついていった。すなわち、第 1 波は法的権利を追求した運動であったのである。

第 2 波フェミニズムは、主に 1960 年代以降、アメリカの白人中流階級の女性の中から生まれた。1950 年代～1960 年代前半に起こった黒人の公民権運動²⁰に触発された女性たちが、第 2 次世界大戦時における社会進出を契機として、自らの職業能力の発揮を要求したのである。この時期には、職場における平等だけではなく、男子有名大学などへの入学の権利、中絶合法化、ポジティブ・アクションなどが要求された。すなわち、第 2 波フェミニズムは実質的権利の平等を求めたのである。

そして、上述した第 2 波フェミニズムは、実は思わぬ発展を見せた。それが第 3 波フェミニズムにおけるフェミニズム概念の分派である。大まかに分けて、現在のフェミニズムには以下のような立場がある。

- (1)ラディカル・フェミニズム
- (2)マルクス主義フェミニズム
- (3)リベラル・フェミニズム
- (4)ポスト構造主義フェミニズム
- (5)エコロジカル・フェミニズム
- (6)グローバル・フェミニズム
- (7)カルチュラル・フェミニズム (文化派フェミニズム)
- (8)ブラック・フェミニズム
- (9)ポストコロニアル・フェミニズム
- (10)レズビアン・フェミニズム

中でも特に、(1)ラディカル・フェミニズム、(2)マルクス主義フェミニズム、(3)リベラル・フェミニズムについては、本稿においても触れておきたい。

4-1-1. ラディカル・フェミニズム

ラディカル・フェミニズムは、1970 年に出版されたケイト・ミレットの『性の政治学』と、シュラミス・ファイアーストーンの『性の弁証法』を思想的支柱とする。ミレットは、「家父長制」を男性が女性に性的従属を強いるシステムであると定義し、これが私的

²⁰ 黒人たちは自分たちは白人とは違う「二流市民」であるということに疑問を持って運動を始めた。この運動は 1964 年に制定された公民権法第七編(タイトル 7)に結実した。この公民権法には思わぬ副産物があり、黒人に対する公民権を与えることを快く思わなかった南部の州選出の連邦議会議員たちが、差別の禁止事項に人種や民族とともに「性」を入れたのである。「性」を入れれば、反対する議員が増えると期待したからだ。ところが、公民権法は賛成多数で成立してしまった。このような黒人による公民権運動の流れを見ていた白人の女性たちは、自分たちも、「レディ・ファースト」などと言われながら、実は「二流市民」に過ぎなかったのではないかと気づき出したのであった。アメリカの公民権運動は非常に大きく、かつ広い範囲に影響を与えた。

領域から公的領域に至るまで影響を及ぼしていると批判。男女の性差は家父長制の産物であるとした。またファイアーストーンは、女性の生殖能力も男性優位を前提とした階層構造を発展・維持させている要因であると論じた。こうした急進的な思想は、アンドレア・ドウォーキンらによって更なる発展を遂げ、一定の影響力を持ったが、現代社会における女性抑圧の源流をあくまでセクシュアリティに求め、時に結婚や家庭も女性解放の障害と見なし、階級闘争の構図へと還元する姿勢はしばしば論争になっている。

4-1-2. マルクス主義フェミニズム

マルクス主義フェミニズムとは、社会変革は労働者階級によって実現されると説くマルクス主義に、「性階級」も分析の対象に取り入れたもの。「再生産労働」（育児労働、家事労働、看護・介護労働など）が女性に委ねられてきたにもかかわらず、賃金が支払われることのない無償労働であったことに言及。資本主義とは、資本家と生産労働者と再生産労働者の3層からなる、複雑な搾取構造であることを批判している。

4-1-3. リベラル・フェミニズム

リベラル・フェミニズムの起源はリベラリズムにあるが、今日の基準から鑑みれば、やや保守的もしくは徹底した個人主義をとるリバタリアン的なフェミニズムであると言える。リベラル・フェミニズムは、男性との同一性の平等を支持する傾向がある。リベラル・フェミニズムは、政治を個人主義的な観点から理解し、「男」と「女」という利害集団の間の闘争だとは見ない。その結果、階級闘争の発想からの大規模な変革を主張するよりも、むしろ、現在の「リベラル」な社会慣行の漸進的改革に期待することが多い。リバタリアニズムに基づく場合には現状からの大規模な変革を要求するけれども、それは性別や性差に関わらない個人の自由の徹底した尊重という要求に加えて、殊更に「女」の自由や権利を主張するものではないのである。

4-2. 反フェミニズム的立場

スーザン・ファルーディが『バックラッシュ』（1992年）で、1980～1990年代のフェミニズムへの反動を批判した。「バックラッシュ」という言葉は、一般化された反フェミニズムの概念として用いられる。ファルーディはこの言葉を、女性運動に対抗しようとするあらゆる反フェミニズムの動きや、女性が、大衆文化や政治、労働、リプロダクティブ・ライツ、アカデミズム、平和運動、環境運動などにおいて、勝ちとってきたものへのあらゆる反動を指すものとして用いている。同時に、とくにマスメディアの中で「女性は法的な平等を勝ちとったのでフェミニズム運動はもはや必要ない」という言説が流され、

フェミニズムを歴史の中に埋没させようとした。この状況をポスト・フェミニズムという。

反フェミニズムを主張する立場として旧来の伝統主義の立場からの反対と、女性差別是正の措置としての導入された女性優遇を自由主義・平等主義の立場から批判するものがある。伝統主義に基づく批判としてはラディカル・フェミニズムとは男女の役割分担を否定する思想であり、家族の解体を促進させ、男女が敵対する社会を到来させるものである。

また、この反フェミニズム的立場は、男性学からのアプローチとしての批判がある点
が、非常に興味深いものである。男性差別には、基本的人権にかかわるものなど社会制度の差別や、文化的・慣習的な行動様式としての差別がある。性差別に関しては、「男性が加害者、女性が被害者」という構図で語られる風潮があるため、男性差別は女性差別に比べて矮小化されて扱われることも多く、真に男女平等を達成しようとするならば、男性差別は女性に対する性差別主義と同じくらい真剣に受け止めなければならないと主張されてきた。また、男女がともに不利益をこうむっている社会問題について、さも女性だけが苦しんでいるかのように述べるのは間接差別による男性差別であり、家庭内暴力などの被害者を女性に限定して議論を進めることが不当な立法や行政を促進しているとの批判や指摘もある²¹。また、女性専用車両やレディースデーなど性差別是正の流れに逆行する女性優遇の措置や、アファーマティブ・アクションなどの男女間格差を是正するための女性優遇の措置を、女性優遇の結果として男性差別が惹起されているという意味で、「逆差別」と表現することもある。

このように、フェミニズムの立場に対して徹底的に対抗する立場、あるいは、補完的な要求をする立場どちらもを内包しているのが反フェミニズム的立場であり、これはフェミニズム的立場と同様、一概に包括的に語ることの出来ないものである。

4-3. ジェンダーフリー的立場

ジェンダーフリーとは、社会的性別(ジェンダー)に対する一般通念にとらわれず、自分の生き方を自己決定出来るようにしようという、「固定的な性役割の通念からの自由を目指す」思想、および、この思想に基づいた運動を指す。『デイリー新語辞典』(三省堂)では、「従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、男女が平等に、自らの能力を生かして自由に行動・生活できること。」と定義されている。根本的に、要求するものはフェミニズム的立場と遜色はないが、一方でジェンダーフリー的立場の重要な観点は、フェミニズム的立場とちがひ、「女性性」の保持を重視していない、という点である。フェミニズムとジェンダーフリーは、究極的に背反することはない一方、イコールでもないので

²¹ なお、国連の女子差別撤廃条約では、間接差別も直接差別と同様に性差別に当たると定めており、日本は国連の女子差別撤廃委員会から「間接差別の禁止の法制化」について1994年と2003年に勧告を受けている。

ある。

ジェンダーフリー運動では、「ラディカル・フェミニズム」の一環として、あるいはその考え方を中心にした文脈で理論、運動が展開されたため、この運動において用いられる「ジェンダー」の概念は、人文系の学問において一般的に用いられる中立的・客観的な意味での「社会的文化的性別」という概念とは異なっている。「ラディカル・フェミニズム」においては、「ジェンダー」は、男性と女性を平等で相互補完的に位置づけているものではなく、「男が上で女は下」「男が支配し女が従う」といった、一方的な支配関係として機能している、と捉えている。「ジェンダー」は男女の支配従属の関係を維持するための装置であり、また、ジェンダーを根底から規定し、女性を差別的状況におく社会的仕組みの中心をなすのが、性別役割分業であるとしている。すなわち、ジェンダーフリー運動における「ジェンダー」は、中立的な概念・用語ではなく、性別役割分業を階級構造であると見なし、また、これを解消すべきという意図を持った政治的な概念・用語となっているのである。

また、この運動においては、「社会に男女の区別や性差の意識があるために役割分業も発生するから、男女を分ける制度を失くしてしまおう」という考え方のもとに、男女の差異そのものを否定・相対化してしまおうという主張を展開する。この政策には、制度面の改革と評価面の改革という二つの面がある。たとえば、学校教育運動であるジェンダーフリー教育としては、以下のような特徴が挙げられる。

制度面では、男女に分けない共通性として、科目の共通性、衣服・教材の共通性(体操服を両性共通のデザインにする等)、呼称の共通性(両性とも「さん」付けに統一する等)、呼び順の共通性(男女混合名簿等)など、各制度における両性の共通化を推し進める。

また、評価面では、ジェンダーステレオタイプによる偏りを解消し、生活指導面、進路指導面、固定的な役割分担を定めない(常に男子が学級委員、女子が副学級委員等と固定化しない、運動部のマネージャーを女子のみに限定しない)など、「個々の個性」に基づいた評価・進路指導の方針を進める、などである。

また、学校教育方面以外にも、育児教育や職業選択などでジェンダーフリー運動が展開されている。

これに対して批判側からは、性別は生物学的要素を多分に含むものであるから体格、出身、門地、民族その他の要素と同一に取り扱えない、差別ではない性差による区別は否定されるべきでない、といった批判がなされている。英語圏では、「男女平等」を目指すものとして、「ジェンダー・イクオリティ」運動が、日本の「ジェンダーフリー」運動に近いものとして存在している。ただし、日本以外では、「あらゆる場面において男女の区別を解体すると、女性を対象にして保護や優遇措置を求めるフェミニズム運動にとって不利である」ことが早くから指摘されており、これを踏まえ、男女の区別を画一的に解体せずに、ジェンダー・イクオリティ運動を進めるべきであるというフェミニストも見られる。

5. 観点2：制度

そもそも日本は、男女間の平等度が先進国中でも特に低いとされている。




















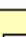
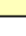

順位 ▲	国名称	単位: 指数	前年比	種別	地域
1位	 アイスランド	0.86	→ -	国	ヨーロッパ
2位	 フィンランド	0.85	→ -	国	ヨーロッパ
3位	 ノルウェー	0.84	→ -	国	ヨーロッパ
4位	 スウェーデン	0.82	→ -	国	ヨーロッパ
5位	 デンマーク	0.80	↑ +3	国	ヨーロッパ
6位	 ニカラグア	0.79	↑ +4	国	中南米
7位	 ルワンダ	0.79	n/a	国	アフリカ
8位	 アイルランド	0.79	↓ -2	国	ヨーロッパ
9位	 フィリピン	0.78	↓ -4	国	アジア
10位	 ベルギー	0.78	↑ +1	国	ヨーロッパ
11位	 スイス	0.78	↓ -2	国	ヨーロッパ
12位	 ドイツ	0.78	↑ +2	国	ヨーロッパ
13位	 ニュージーランド	0.78	↓ -6	国	オセアニア
14位	 オランダ	0.77	↓ -1	国	ヨーロッパ
15位	 ラトビア	0.77	↓ -3	国	ヨーロッパ

Figure 3 世界平等度ランキング

100位	 ベリーズ	0.67	↑ +7	国	中南米
101位	 ガーナ	0.67	↓ -25	国	アフリカ
102位	 タジキスタン	0.67	↓ -12	国	ヨーロッパ
103位	 アルメニア	0.66	↓ -9	国	ヨーロッパ
104位	 日本	0.66	↑ +1	国	アジア
105位	 モルディブ	0.66	↓ -8	国	アジア
106位	 モーリシャス	0.65	↓ -8	国	アフリカ

本調査は、社会進出や政治参加などにおける男女間の平等度を指し、経済・政治・教育・健康の 4 つの分野において男女格差を国家がどの程度埋めているのかを調査している者である。

上述の表からも分かるように、世界の平等度の上位はほぼ北欧が占めていることが分かる。一方で、104 位につける日本の周辺には、いわゆる「後発国」が多い。この差は、一体なんであるのか。本項においては、国家の制度的側面から論じていく。

5-1. 北欧

北欧諸国における女性の社会進出は、群を抜いて進んでいると言える。中でも先進的に女性平等を国家的に定めたのは、ノルウェー(調査において第 3 位)であった。

そこで本項においては、ノルウェーに焦点を絞り、各国のタイ女性政策がいかなるものであるのかを列挙した上で、次項に繋げていく。

ノルウェーは、世界経済フォーラムが発表している男女平等指数に関して、2009 年から常に 3 位をキープし続けている。こと女性の社会進出に関して、伝統的にノルウェーにおいては女性解放運動が盛んであったことがひとつの要因として挙げられている。また、第二次世界大戦とうによる労働力不足を補うため、女性労働力は移民と並んで不可欠であったという実質面もある。

20 世紀初頭のノルウェーにおける女性たちの権利や機会は限られたものであった。女性が参政権を獲得したのは 1913 年、女性が国会議員に初めて選出されたのも 1920 年代である。

第二次世界大戦後、ノルウェーは、国家再建という大事業に立ち向かうこととなった。その最中、福祉国家の思想が発達し、戦後、そして、50 年代、60 年代に実現された。一方、1960 年代には女性の人口の 20%以下しか雇用されていなかったという。しかし、福祉国家の発展と経済の向上により、子どもに初等教育以上の教育を受けさせることができるようになり、少しずつ、若い女性たちにも高等教育の場が与えられていった。

60 年代末から 70 年代初めにかけて、ヨーロッパとアメリカにさまざまな変化が起こった。それに伴い、学生たちの中に規制の社会を攻撃し、政治問題に真剣にかかわる人が増えていった。多くの国々で、女性の権利や女性の解放が、社会的テーマになったのである。

そうして、1978 年には男女平等法が制定され、ノルウェーの男女平等に関する基盤が出



Figure 4 ノルウェー

来上がった。同法は、社会において、あらゆる性差別を禁止しており、関係当局、雇用者などは、各自の責任の範囲内で、男女平等を推進する義務を負うと定められている。同法の実施機関として、政治的・専門的独立機関である平等・差別オンブズマンが設置され、男女平等の促進、苦情対応にあたっている。

また、ノルウェーにおいては 1990 年代には、生産性向上のためには男女共同参画が不可欠であるという社会的コンセンサスの下、女性の社会進出支援のみならず、男性の家庭における役割が再考された。男女平等に関する政策は、児童・男女共同参画・社会統合省家族・平等局が担当しているが、近年における政策の焦点は、いかに社会への女性の参画を促すかという視点から、男性の家庭における役割を増加させること等にも重点を置いた男女共同参画政策の推進へと移行している。また、同省は男女共同参画の推進において、一元的な政策立案・遂行を目指して、各政府省庁との連携や、市民団体への支援を重視している。主な市民団体としては、1884 年に設立されたノルウェー女性問題協会や、政府による男女共同参画プロジェクトとして 2002 年に設立された REFORM などがある。前者はフェミニスト団体であり、育児休暇を女性固有の権利とし、男性の育児休暇拡張の動きには同意していない。REFORM は、女性の協力者としての男性のニーズ分析等を通じて男女間のバランスの取れた社会の実現のための政策提言団体となっている。

その他の政策においてもそれは実施されている。2004 年には会社法が改正され、公営企業及び民間企業のうち株式上場企業に対し、取締役会における性別クォータ制度（企業の規模により異なるが、取締役が 10 人以上であればいずれの性別も 40%を下回ってはならない）が適用されている。経営部門の女性参加率は依然として低いこと、男女で就く業種に違いがあること、公的セクターと民間セクターで働く男女比の差が大きいこと（公的セクターで働く男性は女性の半数以下）、女性はパートタイムでの勤務が多いため、男女の賃金格差が依然として縮まっておらず（2008 年には 15%の差）ことが今後の課題となっている。民間セクターでは、NHO（ノルウェー経営者連盟）が、女性を将来の取締役会メンバーに育成するプログラムを立ち上げる等女性登用促進の試みを実施している。また、父親の育児参加を促進するため、1993 年、父親の 4 週間の育児休暇制度（パパ・クォータ、母親に譲渡不可能な権利）が導入され、2009 年 7 月より 10 週間に延長された。2007 年には 90 パーセントの父親がこの制度を利用。現在の育児休暇期間を 3 等分にして、3 分の 1 をママ・クォータ、3 分の 1 をパパ・クォータ、残り 3 分の 1 をそれぞれのカップルで使い方を決めるという案も検討されている（男性の産休は 2 週間まで取得でき、この間の給与は雇用主との交渉次第となっているが、現在 4 分の 3 の雇用者が何らかの給与を支払っている）。

5-2. 日本

先述した、男女平等指数においては 100 位代に留まっている日本。また、国連のジェンダーエンパワーメント指標に関しても、加盟 197 カ国中 57 位と、先進国は大きくかけ離れ、後発国と肩を並べている。

翻って、昨今の日本においては、安倍政権が進めるアベノミクス 3 本の矢 3 本目、「成長戦略」に伴い、女性の雇用増大を図る政策が打たれている。

詳細は、以下の通りである。



Figure 5 日本

まず前提として、これが男女平等を目指し、なおかつ少子高齢化に歯止めをかけるための女性社会進出政策であるということが強調されている。

決意 職場で活躍している女性も、家事に専念している女性も、すべての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、輝くことのできる社会を実現する（安倍総理施政方針）

- ①第一子出産を機に約6割の女性が離職している現状の打破
- ②長時間労働に代表される男性中心の社会から、男女ともライフスタイル・ライフステージに応じ、多様な働き方や生き方を選択することが可能な社会に
- ③政治・経済・行政分野等の指導的立場における女性の活躍の遅れを先進国並みに
- ④東日本大震災被災地において十分に活かされていない女性の視点や活動を復興の希望に

そして、スローガンとして掲げられた「世界へ輝く女性へ」の下、女性の労働意欲の担保をあげ、実際の到達目標を示している。左図 2 項においてこの政策の最大の問題点が挙げられているが、その点については次項にて触れる予定である。

1. 女性が世界で輝くために

(目標)

- 第1子出産を機に離職する女性を5割以下に！
【2017年までに】
- 企業・組織における女性役員・管理職の平均
伸び率を5倍に加速！ 【2020年30%】
- 女性の起業数を2倍に！ 【2017年までに】

(政策)

- ・『仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の憲章と行動指針』の更なる推進
- ・長時間労働の抑制
- ・霞が関のワークライフバランスの推進
- ・女性の継続就業に向けた職場環境の整備
- ・ミッドキャリアインターンシップ等の再就職対策強化
- ・非正規労働者の処遇改善
- ・企業内で指導的地位に占める女性比率の向上
- ・女性活躍促進企業へのインセンティブ
- ・企業での女性の活躍状況・各種支援策の「見える化」
- ・女性の起業・創業及び運営支援

3. 女性活躍のフロンティア

(目標)

- 復興・防災の現場における女性活躍の優良事例100を選定！
- 女性研究者からわが国初のノーベル賞受賞を！
- 国政選挙でのわが党における女性候補者の倍増を目指す！

(政策)

- ・復興・防災の現場において活躍する女性の支援
- ・文化芸術分野で活躍する女性の支援
- ・スポーツ分野で活躍する女性の支援
- ・女性研究者の活躍の促進
- ・政治分野で活躍する女性議員等の登用を先進国並みに

4. 女性の活躍のための社会基盤整備

(目標)

- 女性参画等の新たな指標を策定！【来年度中に】
- 男性の家事・育児参画時間を2倍に！
家事・育児・介護に参画しない男性の解消！
【2017年までに】
- 「リケジョ」（理系女子）入学生を2倍に！
【2017年までに】

(政策)

- ・女性参画等の新たな指標の検討
- ・男性の家事・育児・介護等参画の促進
- ・女性に対する早い段階からのキャリア教育
- ・女性に対する暴力の根絶
- ・旧姓使用の範囲拡大
- ・中立的な税制・社会保障制度の検討

そして、女性の参画に関して、理系への進出や国政選挙での候補者増加を目指す試みを掲げている。

そもそも日本における男女非差別の根拠法として、「男女共同参画社会基本法」をうたっている。男女共同参画社会基本法は、男女平等を押し進めるべく、1999年に施行された法律であり、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。家庭生活だけでなく、議会への参画や、その他の活動においての基本的平等を理念とする。また、それに準じた責務を政府や地方自治体に求めるものである。

また、「男女雇用機会均等法」は、男女平等概念を前提とした上での機会均等を掲げている。2014年7月にも、本法律は施行規則が改正された。男女雇用機会均等法は、1986年の施行から、1999年、2007年の比較的大きな改正法施行を経て、ふたたび改正されたのである。大まかな流れは以下のとおりである。

1986年施行：採用、昇進における男女差別の撤廃を努力義務に。

教育訓練、福利厚生、定年・解雇における男女差別を禁止。

1999年改正法施行：採用、昇進における男女差別の撤廃を努力義務から禁止に。

2007年改正法施行：間接差別の禁止。これにより「合理的な理由なく総合職の募集において転勤を要件とすること、転勤経験を昇進の要件とすること」が禁止された。

2014年改正法施行：間接差別の禁止の範囲拡大。「すべての労働者の採用、昇進、配属などにおいて合理的な理由なく転勤を要件とすること」が禁止された。

男女の機会均等について識者の間でもしばしば注目されているのは「間接差別」の取り扱いである。間接差別とは、たとえば採用に際して「男性のみ」とするような直接差別ではなくても、実質的に女性が不利になるような要件を採用・昇進の条件とするような措置のことをいう。しばしば念頭に置かれているのは転勤である。つまり「合理的な理由なく転勤の可能性の承諾を総合職採用の条件とするな」ということである。2014年の改正法施行は、間接差別の適用範囲を広げることがポイントであり、コース別雇用管理制度や総合職採用における転勤要件について、抜本的に改めるような内容にはなっていない。

6. 観点3：疑問

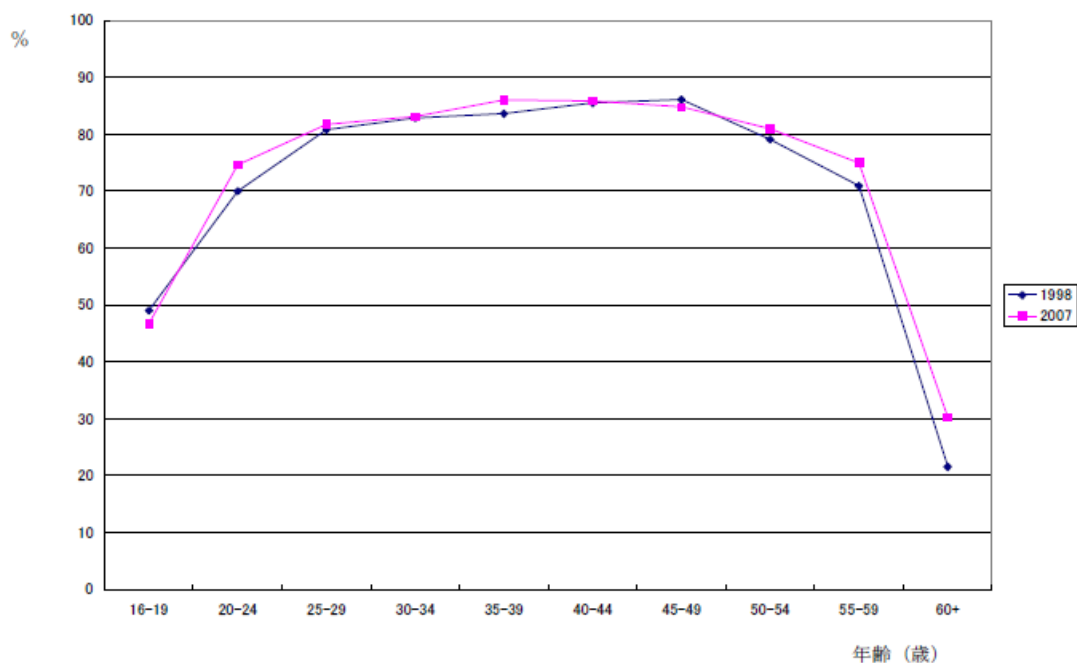
前項において、北欧と日本の制度的側面を見た。そこで本項においては、それぞれの実質的側面を見た上で、このような政策がもたらしているのはどのような状況であるのかを分析する。

6-1. 北欧

現在、女性の就労率は70%、合計特殊出生率は1.96となっており、女性の社会進出と家庭生活が両立している状態にあると言える。また、個別的なデータに関しては、以下の通りである。

女性の就労率は、1972年には45%だったが、現在は70%となっており、女性の社会進出は着実に進んでいる。世代別労働力の推移を見ても、女性が結婚・出産に際して離職していない(女性の就業率と年齢との関連を示すグラフは、M字ではなく台形状となっている)。

図表 3-16 世代別女性労働力率 (Activity Rate)



出典：ILO Laborstat "Total and economically active population by age group"
<http://laborsta.ilo.org/cgi-bin/brokerv8.exe> に基づき作成

Figure 6 ノルウェーにおける女性の就労状況

政権は、希望する未就学児童はすべて保育園に入園できることを公約として掲げ、2008

図表 3-17 民間上場企業の取締役会における女性比率の推移

年	女性比率 (%)
2004	9
2005	12
2006	18
2007	25

出典：Statistic Norway

Figure 7 ノルウェーにおける女性取締役比率

年には、87%の未就学児童が入園している。取締役会における性別クォータ制度導入時には、男性への逆差別が生じるなどの反対論もあったが、現在では、概ね定着している。

また、育児においては男女が同等に家庭と職場を両立できることを目的として、育児休暇制度や保育施設の充実が重点政策となっている。1988年、95%の男性が家事は女性の仕事であると回答したのに対し、2007年、同様の回答をした男性は約半数の48%となるなど、男性の意識にも大きな変化が生じている。

また、政治全体にも、男女平等概念は及んでいる。1974年に自由党が初めて性別クォータ制（内部機関や選挙の候補者リストに一定割合以上の両性を含める）を導入。それ以降、主要政党のほとんどが自主的に性別クォータ制を導入している。自由党及び左派社会党はジッパー制（男女の当選数が同数となるよう、選挙の候補者リストに男女の氏名を交互に掲載）も取り入れている。また性別クォータ制は公的に任命される委員会、理事会、審議会にも導入されており、1988年には男女平等法において遼生が最低40パーセントを占めなければならないと定められた。2005年には地方自治体法が改正され、議会における男女の構成比率をそれぞれ40%以上とするとされた。現在、女性国会議員は67名(約40%)、女性閣僚は10名(50%)、および公的委員会等における女性の割合は現在42%と、政策決定権のあるポストにより多くの女性が就いている。一方、委員会や政府の部署によって、男女の偏りがある点が、今後の課題として指摘されている。

さらに、男女の教育機会均等が浸透しており、2008年には25歳から29歳までの年齢の女性の50%が大学以上の高等教育を受けており、同年齢の男性の31.7パーセントを上回る。履修科目については、伝統的に、男性は科学技術を、女性は教育や介護、福祉サービスを選択する傾向がある。ここでは、専攻分野による男女の偏りが、職業における男女の偏りにつながり、平均収入の差にも関わっているとされている。男女の偏りは教職においても顕著であり、保育士の90%、前期中等教育教員の76%を女性が占める一方、高等教育において教授職に就く女性は17%にとどまっている。ノルウェー政府は保育サービスにおける男

女平等計画を実施、保育士への男性の積極的採用を推進した結果、多くの保育園で目標の20%が達成された。

ここで、一見女性の社会進出が進んでいるかのように思われるノルウェーであるが、一方その実態に関しては注視すべき点がいくつかある。

まず、女性管理職の登用における「副作用」である。『Business Journal』誌の「女性登用先進国ノルウェーが払った代償 業績悪化&上場廃止企業続出、モラル低下横行」という記事においては以下のように述べられている。

ノルウェーは首相と財務相が女性であり、女性登用先進国として知られている。ノルウェー経済界で最も重要な役職といわれている雇用主組合（日本の経団連に当たる）と労働組合連合会のトップも女性だ。03年の会社法改正により、上場企業の取締役会における女性の割合を40%以上とすることが義務づけられたことが、女性登用が企業に広がる契機となった。

だが、女性登用の成功例として取り上げられている一方、副作用のほうが大きかったという指摘もなされている。米・南カリフォルニア大学のケネス・アハーン助教と米ミシガン大学のエイミー・ディットマー準教授は、ノルウェーの40%割当制について実証分析を行った。対象は01~09年の上場企業248社。

まず、03年に40%割当制の導入が決定すると、対象企業の株価は大幅に下落し、その後、数年間で女性役員比率が10%増加したことで時価総額は12.4%下落したという。負債等も大きくなり、営業成績にも悪化が見られたという。さらに、同制度の対象となるのを避けるため、09年の上場企業数は、01年から約3割減った、つまり非上場企業に転換した会社が約3割増えたという。

企業のモラルハザード（経営倫理の欠如）も招いた。確かに上場企業の取締役会は女性役員が40.7%を占めているが、数合わせのために女性の社外取締役を増加させる事態が横行し、実際に経営に携わる女性役員は6.4%にすぎないともいわれている。

このように、女性に対する雇用の政策が必ずしも効果を上げるとは言えない。これは正に、女性に対するアフーマティブ・アクションが女性蔑視を招いた典型である。

6-2. 日本

立ち返って、日本は現在どのような状況にあるのか。

先述したように、安倍政権は現在「女性が輝く社会へ」との下、様々な政策を掲げている。では現状、社会において女性はどのように動いているのか。本項においてはその動向を折った上で、その問題点を指摘する。

これまでさまざまな議論がされてきた、「女性の社会進出」における日本の現状について、

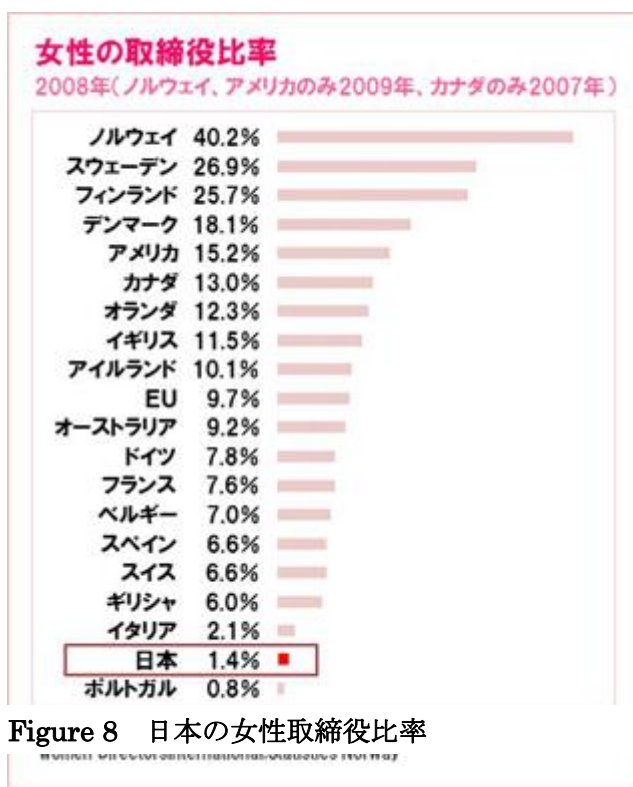
世界経済フォーラムが毎年発表している「グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート」によれば、女性の社会進出度の評価における 2012 年度の日本の総合ランキングは 135 개국中 101 位であるように、先進国の中で非常に低い水準であり、2006 年からの推移を見ても下降傾向が少なくとも改善されていないことがわかるのは、先述の通りである。

また、ニューヨーク・タイムズが発表した、会社の取締役における女性比率の国別比較によると、日本企業における女性の取締役比率は、わずか 1.4%に留まっており、欧米諸国に比べて突出して低いことがわかる。

また、就労状況に見ても、それは言える。



以下のグラフは、日本と他国の女性労働力率であるが、このグラフによれば、日本のグラフは極端な M 字形であると言える。すなわち、30~35 歳に至る、ちょうど女性が結婚・出産を経験する年齢に対応して、一旦就労から離れてしまうのである。



第19図 女性の年齢階級別労働力率（国際比較）

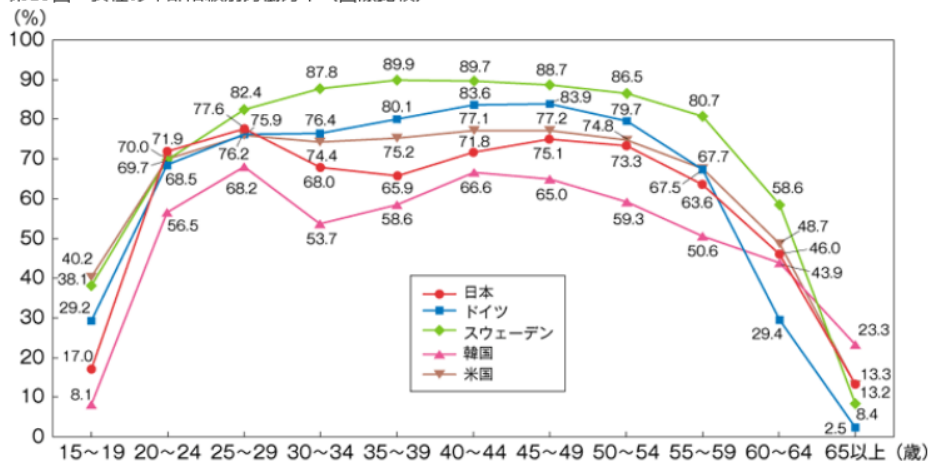
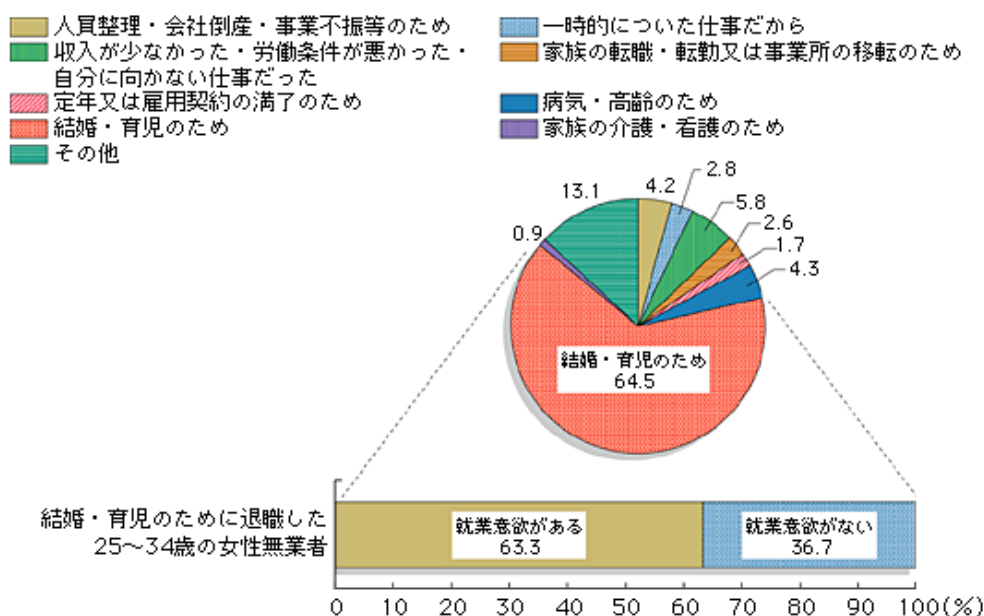


Figure 10 日本の女性労働比率

(備考) 1. 「労働力率」・・・15歳以上人口に占める労働人口（就業者+完全失業者）の割合。
 2. 米国の「15～19歳」は、16～19歳。
 3. 日本は総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成22年）、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 4. 日本は平成22年（2010年）、韓国は平成19年（2007年）、その他の国は平成20年（2008年）時点の数値。

現状では、働く夫婦が子どもを持った場合、育児の負担は過度に母親側に寄っていると考える。例えば、育児休業の取得状況でみた場合、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（2004年度）によると、在職中に出産した者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者について、女性は70.6%、男性は0.56%であった。また、出産1年前に就業していた女性のうち約7割が退職している。この時期に退職した女性の退職理由を見ると、結婚・育児の割合が64.5%と大半を占めている。しかし、これらの者は結婚・育児のために望んで仕事を辞めているのかというと、全くそうは言えないのである。結婚・育児を理由として退職した25～34歳の女性無業者のうち、就業意欲のある者の割合は63.3%と極めて高くなっている。すなわち、実に3分の2に近い女性は、育児をしながら働く環境さえ整っていれば、労働市場に参加しやすくなるのである。

ところが、出産・育児を機にいったん退職してしまうと、極めて再就職をしにくい現状が



資料：総務省「就業構造基本調査」(2002年)

(注) 1. 平成12年10月～13年9月に退職した者。

2. ここでの「就業意欲がある」者とは、無業者のうち「就業希望者」を指す。

Figure 11 女性の退職理由

ある。厚生労働省「出生前後の就業変化に関する統計」によると、出産1年前に就業していた女性のうち、いったん離職した後で再就職しているのは、わずか18%程度に過ぎないという。

一方で、男性の場合には逆に、子育てに参加したくても、仕事と育児の両立が難しいために十分参加できない、という障壁が見てとれる。男女共同参画白書（2005年版）によると、父親の約半数（51.6%）は、仕事等と家事育児を同等に重視した

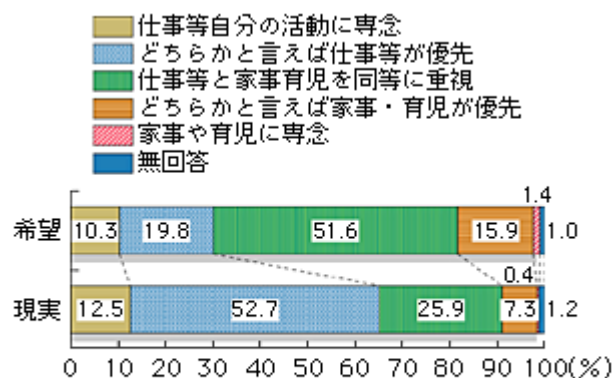


Figure 12 男性の育児参加意欲

いと希望しているが、現実には、仕事等と家事育児を同等に重視できている人は 25.9%に留まっているのである。

7. 女性と社会が向き合うために

本稿においてこれまで述べてきたのは、女性がいかにして社会において権利を獲得し、そして、今どのような立場に置かれているのか、ということであった。

では翻って、私の理念を達成するために、女性は社会においてどのような立場を獲得すればよいのだろうか。そして——むしろこちらの方が重要であるはずだが——、社会は女性に、人間に、どう向き合っていけばよいのだろうか。

まず、小括的に、本稿の構成に関して言及した上で、上記の点について述べていきたい。

本稿において最初に述べたのは、女性の権利獲得の歴史であった。これがいかなるものであるかといえば、それは現在認識されているジェンダーの役割の差異に関する「刷り込み」の歴史であり、もっと大きく踏み出すならば、現状の女性の社会進出を阻む遠因であると言える。すなわち、女性の権利獲得の歴史は、本稿においては大前提であると同時に、根本的原因でもあるのである。

次に本項において述べたのは、女性に関する、あるいはジェンダーに関する思想についてであった。これら思想は、女性が社会においていかなる地位を与えられるべきか、ひいてはジェンダーというものを人々がどう認識し得るのか、ということを示したものである。すなわち、ここにおいて示したことは、本項における結論の導出のひとつの要素となったものである。

そして、現実に立ち返り、北欧(ノルウェー)と日本の女性の社会進出の状況において提示したのが、観点2・観点3であった。ここにおける対比は、女性の社会進出が進んでいるとして評価されている国(=北欧)と女性の社会進出が進んでいないとして評価されている国(=日本)を比較した上で、しかし現状においてはその実質的な立場に関しては差異がないのであるということを示すことによって、私の問題意識の論証、並びに本項に繋がるひとつの事実を述べるためのものであった。

そこで、本項である。

現代の女性は、ひいてはジェンダー思想は何を求めればよいのだろうか。

至極現実的な結論としては、現代のジェンダー論争における「男性らしさ」「女性らしさ」の追求であると言えるだろう。労働、というひとつの、かつ最大の社会進出において

その意義を求めるならば、当然、女性が「社会に進出」することが求められる。しかしながら、現状においては上述したような状態、すなわち、進出したとしてもそれを追求できない、という状態である。一方で、思想の項において述べたようなジェンダーフリーの立場を取れば、なにが起こるか。女性は仕事をするか育児をするかの両極端に分けられ、男性は育児をしないのだから仕事をすべき、といった旧時代的な社会が再び姿を現すことになるだろう。つまり、性別の差異に対する既定の一切をなくすことは、性別における身体的な差異がある以上、不可能なのである。

そこで、「差別」と「区別」が重要となる。「差別」とは蔑視であり、「区別」とは差異化である。女性が子どもを妊娠・出産することを社会(=職場)から遠ざからざるを得ないディスアドバンテージとして見るのか、それとも、両性の差異として見るのか。もちろん、現代において求められるのは後者の考え方であり、これは私の理想状態に等しいと言える。「女らしさ」「男らしさ」は、各時代状況においても違うものであり、それを規定することは不可能である。そうであるならば、我々が真に考慮すべきは、生物学的な性別機能の差異と、それに伴う処遇の別離である。

翻って、それは現代でも行われているのではないか、という指摘はあるだろう。しかし、現代において最も欠如しているものは、絶対にここに上げておかなければならない。それが、相互補完の考え方である。性差による生物学的区別に際して、絶対に女性にしか担えない機能がある。しかし、子どもを胎内に宿し、それを生み落した後にやってくる育児という過程には、果たして男性は参加できないのであろうか。社会がそこに真に理解を示すことこそが、本稿の目的である。

さて、これまでは女性蔑視に対する現実的な価値に対して訴えた。その上で、本稿を終えるにあたり、言及していきたいことがひとつある。

冒頭にもあるように、私の理想社会像は「平等な社会」である。この社会においては、女性だけではなく、あらゆる人間が平等に扱われる必要がある。それでは、真に人々に必要なものは、一体なんであろうか。

以下が、私の真に訴えたいことである。

隣の人を見てください。
性別は？ 肌の色は？ 瞳の色は？

そんなこと関係なく、この人はこの人です、とあなたがいうことが出来た瞬間。
世界は、初めて平等になります。

8. 参考文献

- 辻村みよ子編(2011)「壁を超える—政治と行政のジェンダー主流化」岩波書店
- 辻村みよ子編(2011)「承認と包摂へ—労働と生活の保障」岩波書店
- 伊藤公雄(2009)「男女共同参画」が問いかけるもの」インパクト出版会
- 高橋保(2004)「女性をめぐる法と政策」ミネルヴァ書房
- 渡部茂己編著(2009)「国際人権法」国際書院
- 辻村みよ子(1992)「女性の権利の歴史」岩波書店
- 安川悦子(2000)「フェミニズムの社会思想史」明石書店
- 中村敏子「淑女から人間へ」北大法学論集第38号
- 伊藤公雄(2014)「男性にとってのジェンダー平等 男性学・男性性研究の視点から」青山学院大学国際交流共同研究センター

- 「人権」(2015/01/31 アクセス)
<<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BA%BA%E6%A8%A9#.E4.BA.BA.E6.A8.A9.E6>>
- 「るいネット」(2015/01/31 アクセス)
<<http://www.rui.jp/ruinet.html?i=200&c=400&m=230555>>
- 「フランス人権宣言」(2015/01/31 アクセス)
<<http://tamutamu2011.kuronowish.com/furannsujinnkennsenngenn.htm>>
- 「DIC-LINK」(2015/01/31 アクセス)
<http://www.bauddha.net/independence/h_v5/sanseido.html>
- 「知の快樂 哲学の森に学ぶ」(2015/01/31 アクセス)
<<http://philosophy.hix05.com/Rousseau/rousseau05.emil.html>>
- 「ジェンダー論」(2015/02/07 アクセス)
<<http://www.lib.meiji.ac.jp/about/publication/toshonofu/horiguchiM02.pdf#search>>